平成２３年（フ）第１２７８号
大阪市淀川区西三国１丁目７番２―203号
債務者　中野美代子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３８０号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目11番33―406号
債務者　金海　仁華
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３８２号
大阪府高槻市富田町４丁目15番22号
債務者　上村伊世子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３８５号
大阪市大正区平尾５丁目15番17―703号
債務者　眞田　国治
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３８７号
大阪市福島区海老江１丁目３番10号　エスセナーリオ502号
債務者　宮本亜由実（旧姓水口）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３９０号
大阪府門真市三ツ島955番地の13、前住所京都市南区東九条下殿田町14番地　鈴木方
債務者　髙倉聖絵良
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４号
山形県酒田市竹田字清水下31番地の６
債務者　上野　早紀
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第９号
山形県酒田市四ツ興野６番地の２
債務者　阿部　康弘
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第２４号
福島県喜多方市字諏訪９番地、前住所福島県喜多方市字諏訪12番地
債務者　大竹津榮子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
群馬県藤岡市藤岡439番地４　ＫＳハイツ102号
債務者　大澤　和博
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第５２号
群馬県高崎市飯塚町1509番地１
債務者　石田　文久
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第６３号
群馬県高崎市上並榎町831番地
債務者　中島　秀樹
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３８号
埼玉県吉川市栄町1364番地１　エンゼルサンプレージ吉川203号
債務者　海老原美穂（旧姓麻生）
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
埼玉県三郷市三郷１丁目５番地９　三増ビル１　302号室
債務者　加藤　義成
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７４号
埼玉県越谷市川柳町４丁目261番地１
債務者　大坂多美江
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
埼玉県草加市青柳８丁目38番18号
債務者　熊谷　早苗
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
埼玉県三郷市彦成３丁目９番２―808号
債務者　小湊　和夫
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係